平成２４年（フ）第１０５号
札幌市手稲区曙９条２丁目２番43号　はまなす荘201号
債務者　倉田　久美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１号
北海道江別市大麻沢町４番地　サンゴールドヴィラ８―505号
債務者　武田千恵子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３４号
堺市中区深阪2027番地３　ヒルズ深阪108号、前住所堺市中区辻之398番地１　泉北星和台コーポラス514号
債務者　内田　好美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０４号
堺市南区原山台５丁１番13―305号
債務者　中嶋クニ子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５０号
大阪府松原市阿保７丁目９番３号
債務者　天野　幹夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６２号
堺市美原区北余部461番地８
債務者　北村　真人
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７４号
堺市堺区協和町２丁73番地　西団地５号館403号
債務者　松田美恵子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
大阪府藤井寺市東藤井寺町６番８号
債務者　田口　勝子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
堺市南区桃山台１丁５番９―204号
債務者　廣田　和佳
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５号
島根県出雲市塩冶町1585番地２　メゾンカートル101
債務者　羽倉　勝彦
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５号
熊本県八代市麦島西町５号22番地　101
債務者　溝口　照美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２２０号
大阪市生野区生野東３丁目11番８―607号
債務者　長田卓仁こと　張　　卓仁(旧姓渡辺)
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１号
大阪市住吉区長居西１―13―14―111、住民票上の住所大阪府東大阪市若江本町１丁目２番50号
債務者　前田　孝夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３号
大阪府東大阪市岸田堂北町10番28号　サニーレジレンス302号
債務者　山本　直靖
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３号
大阪市住之江区粉浜２丁目13番18号　カワカミハイツ２Ｈ
債務者　朝日奈かづみ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９号
静岡県藤枝市中ノ合934番地の１
債務者　常葉　稲子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部